

佐賀県告示第 699 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 29 年 12 月 29 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 29 年 12 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 アダマンタン - 1 - イル = 1 - ペンチル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシラート（通称名：ACBL(N)-018）及びその塩類
- (2) 化学名 1 - ( 4 - エチルフェニル ) - N - ( 2 - メトキシベンジル ) プロパン - 2 - アミン（通称名：4-EA-NBOMe）及びその塩類
- (3) 化学名 2 - [ ( 4 - ブロモ - 2 , 5 - ジメトキシフェネチルアミノ ) メチル ] フェノール（通称名：25B-NBOH、2C-B-NBOH、NBOH-2C-B）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。